

消防学校における事案について

平成28年2月8日
総合防災課

1 事案の概要

- 県内3消防本部に所属する消防学校の専科教育救急科（実施期間：平成28年1月6日（水）～2月26日（金））の学生3名が、1月28日（木）授業終了後の午後6時頃から屋内訓練場において各自体力鍛成を始めた。その後、午後7時頃になり消防自動車等を使って悪ふざけをしている写真を撮影し、1名が短文投稿サイトに投稿した。
- 1月29日（金）午前10時50分頃投稿を見た人から学生の氏名をあげ、消防学校あてに電話で問い合わせがあり、午前10時55分頃同名に確認したところ事実と認めた。消防学校では、直ちに不適切な行為として投稿を削除させ、関与を認めた他の2名を含め、正式な処分が出るまで謹慎を指示した。

2 消防学校の処分

- 2月1日（月）付けで消防学校校則に基づき3名を退校処分とした。
理由：当該行為は、消防職員としての自覚を欠き県民の信頼を損なうものであり、学生としてふさわしくないため

3 消防本部等における処分

- 2月2日（火）及び3日（水）付けで、次のとおり処分した。
当事者1名減給1／10（3ヶ月）、2名訓告
上司等1名訓告、4名厳重注意

4 再発防止に向けた対応

- 2月1日（月）に学校長が在校生に対し、事案の経緯について説明し、改めて職責の自覚を求めるとともに再発防止等について訓示した。
- 2月3日（水）及び4日（木）付けで、各消防本部消防長及び各市町村長等に対して、職員の服務規律確保等の指導を徹底するよう通知した。
- 消防学校へ入校する学生については、消防学校校則及び学生心得等の遵守を入校時に周知しているが、今後は入校前に消防本部からも入校中の校則遵守等規律保持について一層徹底してもらうなど注意喚起を行う。